



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定の一部を改正する告示（建築指導課）…………… 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所）…………… 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（宮古土木事務所）…………… 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定…………… 3

告 示

沖縄県告示第78号

平成16年沖縄県告示第51号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、平成30年2月13日から施行する。

平成30年2月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第2項中「平成30年2月28日までの14年間」を「平成33年2月28日までの17年間」に改める。

沖縄県告示第79号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成30年2月13日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年1月17日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字瀬名波半多原694番1、694番2、714番1、714番2、715番1、715番2及び715番2地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 99.503メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第80号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年2月13日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年1月9日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根757番51及び758番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 102.13メートル
 - (2) 幅員 4.10メートル～6.20メートル

沖縄県告示第81号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成30年2月13日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 雅 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年12月27日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝ムイ原820番7及び821番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 37.37メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第82号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成30年2月13日

沖縄県八重山土木事務所長 東 浜 安 邦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年12月15日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字石垣東高原736番30、736番33、736番41及び736番42
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 72.68メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）うるま市豊原・前原地区複合施設（3工区） うるま市字豊原6番1ほか9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社A S A K A 那覇市松尾1丁目12番13号 代表取締役 高野哲朗

- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成30年2月13日から同年3月13日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月28日 沖縄県指令土第140号、平成29年10月4日 沖縄県指令土第679号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字江洲木小堀原464番4ほか18筆（1工区及び2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港三丁目39番11号 株式会社大成ホーム 代表取締役 喜名景太
- 5 検査済証番号 平成30年2月1日 第4446号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月12日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成30年2月13日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム まえさと茶寿苑	石垣市字真栄里204番地382	平成30年1月25日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--